

たな視野を開くことは認めるが、依然、解釈の枠組みを問題にしているだけで、内的な問題はかなり残されているように思われる。例えば、自然法の理論は徳の源を説明するだけだろうか。徳の形成過程そのものにも実際かかわらないだろうか。トマスが良知を *habitus naturalis* と表現する意味は何であろうか。*habitus* と *natura* の間を何とか架橋しようという苦心ではないのか。また、徳の議論は公共に開かれた議論であるということだけで、道徳の見解の不一致という問題に決着が着くであろうか。著者の開いた新たな解釈の視野から、尚一層、トマスにおける徳論の内実を問う必要があらう。

Heinrich Stirnimann/Ruedi Imbach (Hrsg.):
Eckardus Theutonicus, homo doctus et sanctus,
Nachweise und Berichte zum Prozeß gegen Meister Eckhart.
 Universitätsverlag Freiburg/Schweiz, 1992, 312S.

中山善樹

周知のように、エックハルトは 1329 年 3 月 27 日に、教皇 Johanens XXII によって異端として断罪された。以後、数百年間にわたって、エックハルトは歴史の表舞台から姿を消すことになった。それにもかかわらず、エックハルトの思想は伏流となって、脈々と生き続け、すでに 1864 年には、Josef Bach はエックハルトを「ドイツ的思弁の父」(Vater der deutschen Spekulation) として賞揚するまでになった。

今世紀に入って、1936 年に、ドイツ学術振興会の委託によるエックハルトの批判的校訂版全集が刊行され始めると、エックハルト研究も次第に盛んになり、爾来今日までに、主要なものだけでも、すでに千点をはるかに超える多数の研究文献が刊行され、エックハルト研究は中世思想研究のなかでも、最も隆盛を誇る分野の一つに数えられるまでになった。それとともに次第に、エックハルトの復権を求める声が大になり、1980 年にケルン近郊の Walberberg において開催されたドミニコ会の総会において、エックハルトの復権が公式に発議され、ついで『マイスター・エックハルト委員会』(Meister Eckhart-Kommission) が結成され、ここにエックハルトの復権運動が正式に開始されることになった。この委員会は、在俗のエックハルト研究者とドミニコ

会の学僧よりなっており、その主要なメンバーは以下の通りである。Prof. Alois M. Haas (Zürich), Prof. Ruedi Imbach (Freiburg/Schweiz), Prof. Loris Sturlese (Pisa), Dr. Willehad Eckert OP (Walberberg), Heinrich Stirnimann OP (Luzern), Dr. Edouard H. Wéber OP (Paris).

ところで1992年に、これらのメンバーのうち、H. Stirnimann と R. Imbach を編纂者にして、『エックハルト委員会』の最初の報告書とも言うべき本書が刊行された。本書は、冒頭に、「永遠から語った人は時間から誤解された」という Tauler の意味深長な言葉が掲げられているように、エックハルトの異端審問をめぐる諸問題を批判的に再検討しようとするものである。寄稿者は、L. Sturlese, W. Trusen, T. Suárez-Nani, E.-H. Wéber, G. Steer, N. Largier といった顔触れであり、いずれもエックハルト研究における第一線の研究者である。そのうち、L. Sturlese, W. Trusen, T. Suárez-Nani の三名が審問をめぐる問題を主題的に扱っているもので、ここでは、紙幅の関係上、この三名の論文に的を絞って、若干、気付いたことを記すことにしたい。

まず冒頭の論文においては、すでに久しく中世ドイツ哲学の史的研究に携わっている L. Sturlese によって、審問をめぐる事実関係が、現在まで判明した限りにおいて、確定されている。それによると、エックハルトの審問は、1325年8月1日から1326年1月の間に、ケルンにおいて始まった。エックハルトは、『祝福の書』(Liber Benedictus) と呼ばれる彼のドイツ語著作から抜粋された幾つかの命題について異端の嫌疑をかけられ、直ちにそれに対して書面で反駁したが、この書面は現在までのところ発見されていない。1325年8月1日から1326年9月26日の間に、ドミニコ会士 Hermann von Summo と Wilhelm von Nidecke は、エックハルトの著作から幾つかの命題を抜粋して、異端の嫌疑で、ケルン大司教 Heinrich II. von Virneburg の下に、第一のリストを提出した。続いて第二、第三のリストが提出されたが、1327年1月24日、エックハルトはケルンの査問委員会に対して、彼の秘書 Konrad von Halberstadt を通じて、教皇庁に上訴する旨を伝える。1327年2月13日、エックハルトはケルンにおいて、書かれたものであれ、説教されたものであれ、もし彼が信仰上の誤謬を犯していたとするならば、それを撤回する旨を、彼の秘書を通じて、書面にて表明するが、同22日、査問委員会によって拒絶されている。1327年半ばから1328年4月30日の間に、エックハルトは当時教皇庁の置かれていたアヴィニオンにおいて、

教皇 Johannes XXII によって設置された神学者からなる査問委員会によって尋問され、その後、彼の著作から抜粋された 28 命題について、その問題性を指摘した『鑑定書』(Votum Avenionense) が提出される。その間に、エックハルトは死亡したものと推測されるが、1328 年 4 月 30 日に、教皇はケルン大司教に対して、すでに死亡したエックハルトについての審問は続行され、間もなく終わるであろうことを伝える。1329 年 3 月 27 日に、教皇は、勅書『主の耕地にて』(In argo dominico) を発布し、同 4 月 15 日、ケルン大司教に、彼の教区において、この勅書を公開することを命じる。

以上が L. Sturlese によって確定されたエックハルトの審問をめぐる主要な事実経過であるが、法制史家 W. Trusen は、第二論文において、その該博な教会法の知識に基づいて、この事実の有する意味と背後関係を分析している。それによると、エックハルトがケルン大司教に提訴されたのは、しばしば想定されるように、当時のドミニコ会とフランシスコ会の対立に原因するのではなく、ドミニコ会内部の者によるエックハルトに対する讒言に基づいている。しかしこれが、ドミニコ会内部の厳格なトミストと、よりいっそう自由な派との対立に原因するものであると考えることはできない。当時、ドミニコ会トイトニア管区の査察官であった厳格なトミスト、Nikolaus von Straßburg がエックハルトを弁護しているからである。さらにまた、Trusen によると、アヴィニオンにおいては、エックハルトの著作より抜粋された 28 命題が断罪されたのであるが、その際に〈verba prout sonant〉という制約が付加されており、これは著者であるエックハルトの「人格」を護るための配慮であって、けっしてエックハルトの「人格」が異端として断罪されているわけではないという。しかも勅書は、エックハルトの「人格」が毀損されることのないように、その「死後に」(post mortem) 初めて発布されているのであり、その上、ケルン大司教区に限定して公開されるよう配慮されているのである。Trusen によって指摘されているこれらの点は今後とも留意されるべきであろう。

第三論文において、T. Suárez-Nani 女史は、アヴィニオンの『鑑定書』において問題にされている 28 命題を詳細に分析することによって、査問委員会が立脚している解釈の立場と、エックハルトの本来の意図がいかに相反しているかを明らかにしようとしている。ここではそれらのうちのごく一部の主要なものだけでも一瞥しておきたい。初めに、この『鑑定書』の背景になっている教皇 Johannes XXII の文化政策について言及され、それがすべての自律的な哲学研究、その神学への応用、およそす

すべての *curiositas* に対して敵対的であったことが指摘されている。そのような政策的背景の下で、まず第2箇条においては、〈*Item concedi potest mundum fuisse ab aeterno*〉なる命題が採り上げられている。同女史によれば、この命題は、世界が神的永遠性の唯一的な瞬間のうちで創造されたことを意味しているのであって、このことは創造されたものとしての世界が永遠であることを含意しない。それに対して、神の創造行為は時間的継起を含むとするのがアヴィニオンの神学者たちの立場であったのであり、その立場から、エックハルトは世界の永遠性を教えたとされ、断罪されるのである。さらに第13箇条においては、〈*Quidquid proprium est divinae naturae, hoc totum proprium est homini iusto et divino; propter hoc iste homo operatur, quidquid Deus operatur, et creavit una cum Deo caelum et terram, et est generator Verbi aeterni, et Deus sine tali homine nesciret quidquam facere*〉が採り上げられているが、同女史によれば、唯一的にして神的な主体は、すべての個別的主体性を超越している限りにおける人間的本性であり、それはキリストによって受容されたものであるがゆえに、神的なものなのである。しかしながら、このことはアヴィニオンの神学者たちがこの命題を誤って解釈したように、いかなる人間的個体も神ないしキリストになりうることを意味しない。一般的に、アヴィニオンの神学者たちは、神的現実性を空間的、時間的範疇において解釈する議論の地平の上で動いており、それに対してエックハルトはそのような範疇を神に対して適用することを拒絶するのである。さらに第26箇条においては、〈*Omnes creaturae sunt unum purum nihil: non dico, quod sint quid modicum vel aliquid, sed quod sint unum purum nihil*〉が採り上げられている。この命題においてエックハルトの言わんとすることは、被造物は、存在である神から切り離されてそれ自体として考察されるならば、「純粹の無」であるということであり、ここからまたエックハルトによれば、被造物の価値は、存在への不断の存在論的依存性あるいは不断の創造 (*creatio continua*) のうちに存立することになる。このようなことは言うまでもなく、アヴィニオンの神学者たちの理解の到底及ぶところではなかった。

以上において、ごく粗雑な仕方では概観したように、本書によれば、エックハルトは確かに「異端」として断罪されたが、それには見落とすことのできない幾つかの留保がなされなければならない。すなわち、そこでは、エックハルトの「人格」が異端として断罪されているのではなく、エックハルトの著作から抜粋された幾つかの命題が、

それらのコンテキストから切り離されて、〈*verba prout sonant*〉という制約の下に、異端的として断罪されているのであり、しかもエックハルトの本来の意図とは異なる解釈の立場から、断罪されているのである。本書に載録されている諸論文は、これらの点を疑問の余地のない仕方でも明らかにしていると言えるであろう。

K・リーゼンフーバー，山本耕平，谷隆一郎，荒井洋一編

『中世における知と超越——思索の原点をたずねて

(稲垣良典教授の退官を記念して)』

創文社，1992年，vi+326+8頁。

加藤信朗

本書は稲垣良典教授の九州大学退官を記念して刊行された、稲垣氏をはじめとし、稲垣氏と親しい交わりをもつ諸氏による論文集である。アタナシオス、ニュッサのグレゴリオスなどの初期教父からエックハルト、オッカムなどの中世末期に至るまでの広汎な神学・哲学の問題領域にわたり、今日におけるわが国におけるこの方面の研究を代表する研究者の論稿を集めている。稲垣氏が半生を捧げてこられた研究の深さと広さを思っ、あらためて感嘆と尊敬の念を厚くすると共に、戦後40年を経た我が国の研究の深化と発展を目の当たりにして、欣快にたえない。

泉治典「アタナシオスにおける受肉と救済」、谷隆一郎「エベクタシスとエクレスシア—ニュッサのグレゴリオス『雅歌講話』を中心として—」、中川純男「内在としての存在—アウグスティヌス『ソリロキア』、『魂の不死』における—」、荒井洋一「アウグスティヌスにおける「呼ぶ・呼びかける・呼び求める」、松田禎二「ボエティウスにおける運命と摂理—*De consolatione Philosophiae* を中心に—」、稲垣良典「経験と神」、山本耕平「トマスにおける人間の意志の自由と必然」、花井一典「超越概念と経験—トマスの場合—」、K・リーゼンフーバー「トマス・アクィナスにおける超越論的規定の展開」、宮本久雄「エックハルトのドイツ語説教の意義」、中山善樹「エックハルト『創世記注解』における「存在」の問題」、大森正樹「グレゴリオス・パラマスと哲学—ヘシカスムの伝統との関連において—」、清水哲郎「オッカムにおける方法としての論理学」の諸論稿が収められている。